公益財団法人たかしん地域振興協力基金　定款

第１章　　総則

（名　称）

第　１　条　この法人は、公益財団法人たかしん地域振興協力基金という。

（事務所）

第　２　条　この法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第　３　条　この法人は、地方公共団体又は公共的な団体が主催し、後援し、又は協賛する地域の産業の振興発展、社会生活環境の整備、地域の文化・スポーツ等に関する活動を支援し、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（事　業）

第　４　条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　地域の産業の振興発展に関する活動の助成

（２）　地域の社会生活環境の整備に関する活動の助成

（３）　地域の文化、スポーツ等に関する活動の助成

（４）　その他前条の目的を達成するために必要な事業

２　前項の公益目的事業は、岐阜県にて行うものとする。

第３章　　財産及び会計

（基本財産）

第　５　条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第 6 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（事業計画及び収支予算）

第 7 条　この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 8 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（活動計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告書

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 9 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　　評議員

（評議員）

第１０条　この法人に、評議員８名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（１）　この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（２）　過去に前号に規定する者となったことがある者

（３）　第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

（１）　当該候補者の経歴

（２）　当該候補者を候補者とした理由

（３）　当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

（４）　当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

（１）　当該候補者が補欠の評議員である旨

（２）　当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

（３）　同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当

該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任　期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１３条　評議員は、無報酬とする。

第５章　　評議員会

（構　成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任及び解任

（２）　貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（３）　定款の変更

（４）　残余財産の処分

（５）　基本財産の処分又は除外の承認

（６）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後３ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　基本財産の処分又は除外の承認

（４）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９４条１項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１９条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した評議員の中から選出された議事録署名人２名及び議長は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事８名以上１０名以内

（２）　監事２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、１名を専務理事、１名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理

事とし、専務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会務を統括する。

３　専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務（代表を伴う職務を除く）を代行する。

４　常務理事は、専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。

５　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４ヵ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当したときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（理事および監事に対する報酬等）

第２６条　理事及び監事は、無報酬とする。

第７章　　理事会

（構　成）

第２７条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第２８条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第２９条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。

（解　散）

第３３条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第３４条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第２０号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第２０号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）

第３６条　この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

第３７条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第１０章　　情報公開当

（情報公開当）

第３８条　この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

３　この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　　細尾　晃
　　西田光博
　　田近文三郎
　　桑原紘幸
　　老田哲康
　　嶋田政吾
　　林　俊宏
　　阪本敏男
　　長瀬達三
監事　　山下英一
　　坂口秀平

４　この法人の最初の理事長は細尾晃、専務理事は坂本彌壽夫、常務理事は西田光博とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

洲岬孝雄

鈴村貞夫

山下一彦

柴田駿一

和仁邦雄

高原喜勇

田口幸太郎

青木幸宏

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定財産以外のもの）（第５条関係）

財 産 種 別	場所・物量等
定期預金	高山信用金庫　本店営業部　口座番号 2328377 金額 70,000,000 円

附　則

この定款は、平成３０年４月１日より施行する。